

参考資料 2

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(抄)

(大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等から抜粋)

項目	認可基準の概要
設備	第四十五条参照
職員	第四十七条参照 保育士、嘱託医、調理員 (ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。)
保育時間	第四十八条参照 一日につき八時間を原則とする。
定員	二十人以上 (守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第三条の一)
食事の提供	第十五条参照 事業所内での調理を原則とする。
非常災害対策	第七条参照

○大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第一条～第六条 略

(非常災害対策)

第七条 児童福祉施設は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月一回行わなければならない。

第八条～第十四条 略

(食事)

第十五条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第十条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設は、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項に規定するもののほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに入所している者の身体^しの状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

第十六条～第四十四条 略

第五章 保育所

(設備の基準)

第四十五条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物にあっては次のイ、ロ及びへに掲げる要件に、保育室等を三階以上の階に設ける建物にあっては次のロからチまでに掲げる要件に該当するものであること。
- イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
- ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階段の構造は、建築物の一階及び二階の部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号の要件を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号の要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段

以上		2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
の階	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（１）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（２）調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の三第一項の防災性能を与えるための処理をいう。）が施されていること。

（平二五条例三八・平二六条例一五二・平二七条例一〇五・平二八条例六七・一部改正）

第四十六条 略

（職員）

第四十七条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一の保育所につき二人を下回らないものとする。

3 前項の保育士の数の算定方法は、知事が定める。

（平二六条例一五二・平二八条例六七・一部改正）

(保育時間)

第四十八条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定める。

以下 略

○守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

第一条～第二条 略

(利用定員)

第三条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)の利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)は、20人以上とする。

2 市長は、特定教育・保育施設につき、次の各号に掲げるその区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとにその定員を定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分、同条第3号に掲げる小学校就学前子どもであって満1歳未満であるものの区分及び同号に掲げる小学校就学前子どもであって満1歳以上であるものの区分

以下 略